

会議録

会議の名称	行財政改革推進委員会 平成17年度 第2回
開催日時	平成17年6月27日(月) 13時30分から15時40分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	横道委員長 西川副委員長 浅尾委員 今尾委員 宇賀神委員 高坂委員 事務局：加藤企画部長 神作企画課長 下鳥企画部主幹 飯島企画部主幹 伊佐美主査 山野上主事
議題	1 第1次行財政改革の総括について 2 第2次行財政改革の実施項目(案)について 3 その他
会議資料の名称	指標で見る第1次行財政改革の状況と効果.....資料7 第1次行財政改革大綱実施計画達成状況.....資料8 第2次行財政改革大綱の実施項目.....資料9 事務事業点検項目一覧.....資料10
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>《第1回会議録について確認》</p> <p>1 第1次行財政改革の総括について 事務局</p> <p>《資料7、8にそって説明》</p> <p>宇賀神委員： 資料7の最初にある「徴収体制の強化」で、徴収率と滞納について詳しく教えてください。</p> <p>事務局： 徴収率の分母は課税させていただく調定額で、ここには記載しておりませんが、その年</p>	

に徴収すべき確定額です。分子は徴収額で、ここでは収納済額と記載しています。滞納とは、当該年度に徴収できなかった分です。これは翌年以降に徴収しますが、こが基本的に難しく、徴収率が24%というような数字になっています。残ったものは、市税でいえば13億円ですが、これは5年間の累積額です。

宇賀神委員：

現年度の徴収率が98.6%というと、ほとんど徴収しているということですね。滞納分は残り1.4%の24%ということですから、収入未済額は率にすれば大したことではありません。しかしながら額でいえば13億円ですから大きい。これは会社で言うと未収金ですね。おそらく毎年5%くらいだと思いますが、取り損なった額が発生しているということになるわけですね。

事務局：

収入未済の額も翌年に徴収していきませんが、5年経ってしまうと、基本的には不能欠損で落とさないといけません。それが1億3000万円位あるということです。市税の場合は、収入未済額が13年度は21億円あったものを、毎年圧縮して行って13億円になっています。逆に国民健康保険料は、7億7000万円くらいあったものが9億9900万円と増えてきています。これは傾向としては逆になっています。資料8の「達成状況」で判定を分けましたけれども、収入未済額も「 \square 」と「 \times 」の明暗を分けた要因になっています。

横道委員長：

「一般競争入札の対象範囲の拡大」は、その後の「電子入札の導入」や「予定価格の事前公表」とからんできますから、ここは一括して検討するということですね。

事務局：

契約入札制度の見直しのような形で一本化したほうが良いと考えています。

西川副委員長：

国民健康保険料は滞納率が上がっているということですが、滞納すれば本人負担が増えるとか、健康保険を使えないとか、ペナルティがあるのでしょうか。

事務局：

国民健康保険制度では、強制的に保険診療を止めることまではできないと思います。しかし、保険証の更新時期に高額滞納者に対しては、保険証を取りに来ていただいて分割納付等のお約束をいただいたうえで保険証を更新する。あるいはその成果が得られるまでは通常の2年間有効のものではなく、短期の保険証を暫定的に渡して約束を無視しないようにするという手段を取っています。他にも、普通の保険でもあります出産したときや葬儀を挙げた場合などの各種付加的な給付事業で、一旦支給する形を取りますけれども、未納の保険料に充当するという取組は行っていると聞いております。

西川副委員長：

そうすると100%滞納していても、自己負担分は恩恵が受けられるということになりますね。

それから口座振替についてですが、自分で銀行へ行って納付をしていただければいいのですから、必ずしも口座振替にこだわる必要はないように思います。

事務局：

口座振替の率が高くなれば、自動的に納付されるわけですから、納め忘れが無くなります。口座振替率を高めることで事務コストの削減にもなりますし、滞納者に勢力を注いでいけますので、やればやっただけ効果はあると考えています。

今尾委員：

この資料を見ると、口座振替があまり進んでいません。税の場合は28%ですから、7割以上の人が窓口で払っているということですが、どうして口座振替にしないのか分析調査はしているのでしょうか。口座にしたほうが納め忘れもないし、払う手間もなくなるのだから、率は上がっていいと思います。7割とか8割とか逆の数字になるくらいが自然だと思いますけれども、上がらないのはどうしてでしょう。

事務局：

保育料は割合が高いですが、入園申込みをする時に窓口で口座振替をお願いできます。しかし一般の税金の場合ですと、納税者と税務当局が接触することは基本的にありませんので、それが原因かもしれません。それからこの表では固定資産税と市民税を分けていませんけれども、原因が違うかもしれません。固定資産税の場合は、毎年決まって来る税金ですから口座振替の率は高くなると思います。それに対して市民税は、前年の所得に応じた金額ですから、特にご商売をやっているとなら変わってくる関係でなかなか口座振替が進まないのかもしれないかもしれません。何で口座振替をしないのですかというアンケート調査をしたことがないのでわかりませんが、分析してみる必要はあります。

横道委員長：

今尾委員がおっしゃるとおり、おそらく70%くらいにできるはずだと思います。その理由がわかれば、それに応じた対応ができます。例えば事業者が原因なら商工会を通じて普及することも可能だと思います。

西川副委員長：

口座振替が誰のメリットになる制度なのかと考えると、率が低い状況から市のための制度という意識が市民にあると思います。ですから市民のための制度であることをもっとPRして、やったほうが得だという認識を広めることが必要なのではないかと思います。

それから滞納者が亡くなって相続になった場合、租税公課の先取特権のようなものはあるのでしょうか。また、毎年督促をしていけば時効は切れないでしょうから、生きている間は債務はずっと続くということでしょうか。

事務局：

先取特権のようなものはあります。それから税は基本的に5年間で時効成立です。ただし10円でも20円でも納めてもらうというのが、市でやっている時効を中断する方法ですが、最終的には差し押さえがあります。

西川副委員長：

生存中はなかなかできないのではないのでしょうか。

事務局：

生存中でもやっています。ただ、そういう方は国税も滞納している可能性がありまして、地方税のほうが優先順位は低いので、国税と一緒に差し押さえたときには国税から取っていきます。他にも民間の金融機関等から借りているなど、滞納者が同一人物という可能性が非常に多く、市の中だけでも市税と国民健康保険料を滞納していることがあります。ですから滞納しているものを徴収するのは非常に難しいものがあります。

宇賀神委員：

もう1つ大事なことは、滞納分を徴収するのにどれだけのコストがかかっているかということです。この表には出ていないけれども、紙代や人件費は目に見えないすごく大きなものです。一般企業では損切りと言って、3年くらいしたらマイナスで切ってしまう。なぜかという、100円のために1万円のコストをかけるくらいならやめたほうがいいということです。市ではそれはできないですね。

事務局：

執行停止というものがあります。完全に取れない、取れる見込みがない。倒産していなくなってしまった。そういうのは5年を待たずに執行停止をかけて打ち切るというやり方もやっています。もちろん公平性から、執行停止をする前に徴収の努力はしています。ただ、最近あまり遠くまで行って、5万円取るのに10万円もかけて行くようなことはいかかなものかと言っています。

西川副委員長：

雑誌か何かで見たのですが、例えば弁護士など法律の専門家の名前を市の代理人として市長の名前の横に並べておくと、滞納したら大変なことになると思うようです。そういうことはできないのでしょうか。

事務局：

基本的に督促を出し、催告を出し、最終的な警告を出し、差し押さえ勧告をし、差し押さえをするという段取りを踏んでいきますので、いきなりはできません。

横道委員長：

市は強制徴収権を持っています。それよりも問題なのは、払ったほうが損ではないかということになると困るので、現年もそうですけれども滞納の部分もしっかり取ることではないのでしょうか。

浅尾委員：

資料8の「の理由」は、「」の理由も書いていただいたほうがいいと思います。というのは、理由がわからないとなぜ「」なのかわかりませんし、市がよくやったことをアピールしたほうがいいと思います。

横道委員長：
それは意見として受け取ってください。

2 第2次行財政改革の実施項目（案）について

《資料9、10にそって説明》

西川委員：
資料9の1ページ目で、(1)の中に「庁舎電話の見直し」という項目があります。すでにダイヤルインはやっていると思っていたのですが、設備投資はかかるのですか。

事務局：
所管課内部では具体的なコスト試算があるかもしれないのですが、把握しておりません。

横道委員長：
直通でかかる番号はないのですか。

事務局：
市民からの問い合わせが多いセクションで、一部直通電話を持っている程度です。そういう面で言えば遅れているというのが実態です。

高坂委員：
市役所は異動が多くございますが、異動すると工事をしないといけません。私の会社ですと席替えが多くて、その度に工事をしているので高いコストがかかっていると聞いていますけれども、IP電話だとそういうコストがあまりかからないのでしょうか。できれば一時的に投入するコストが大きくても、後でかかるコストが少ないものをできるだけ選ばれたほうがよろしいのではないかと思います。

事務局：
今は基本的に代表から入ってくる線だけですから、庁舎の管理委託をしている業者が引き込む作業をするだけで維持管理はほとんどかかっていません。抜本的にダイヤルインなどに替えるのは、今の機種が古くなって見直さないといけないとか、庁舎内の見直しなどと併せてやっていけば経費的には安いのかもかもしれません。そういったタイミングをみながらやるべきかと思っています。

西川副委員長：
同じページの(2)に「保育園の民間委託」とありますけれども、公設民営ということなのではないでしょうか。指定管理者とは違うやり方ですか。

事務局：

今回みどり保育園が建替えに当たって公設民営になります。これは保護者の方たちとの話し合いの中で、どうも社会福祉法人でないにご心配が強いようなので、公設民営にすることとなりました。市としては指定管理者でも公設民営でも、民間委託が進めば基本的にはいいだろうと考えていますが、当面は保育園については業務委託の形で進めることとなります。

指定管理者との違いですが、おそらくあまり変わらないと思います。指定管理者というのは基本的に公募をして、あまり相手を特定しないというやり方をしますが、業務委託でも競争入札やプロポーザルをして、できるだけ質が高く安くやっていただけたところを選ぶわけですから、その点では大きく変わらないだろうと思っています。責任の点でも、両者とも基本的に市の責任は残りますから、どちらかという、利用料金制のようにある程度インセンティブが働くような施設は、指定管理者が馴染んでいるのかもしれませんが。

高坂委員：

保育園ですと利用者が増えればコストがかかりますから公設民営なのですね。

事務局：

しかもキャパシティいっぱいですから利用者も増えません。どちらかという大きな工夫もできない施設です。

宇賀神委員：

資料9の3ページ目(2)にある「経験者(中途)採用の導入」は、目的と背景がおそらく何かあるのだらうと思います。市は異動が早いですが、様々な業種の仕事がありますので、課内で専門家を育てていかないとやっていけないのではないかと思います。

事務局：

先日行いましたヒアリングでは、税務部門からそのような話が出ました。税というのは特殊で、差し押さえるの能力などは3年や4年ではなかなか身につけません。相手との交渉もございませし、銀行の預金を差し押さえるときは金融機関とも通じていないといけません。また、福祉関係もそういうことでは専門性が求められる職場だと思います。最近では社会福祉士など専門学校を出ている職員を配置している傾向が強いので、それはそれでいいのかと思っていますが、全てが専門家でもだめで、まるっきり関係のないところから配置されてきた人間が、そこでやっている今までの不都合な点を気づくということもありますので、一定程度専門性を持った職員とそうでない動く職員とをバランスよく配置する。おそらく民間の会社でもそうなのでしょうけれども、そういうことが必要になってくると思います。

高坂委員：

1ページ目(4)の概要の欄に「PFIの検討」とありますが、具体的には何かお考えの施設はあるのですか。かなり大きな施設でないと有効に使えませんけれども。

事務局：

おそらく「1市2庁舎体制の見直しに向けた検討」となると、最終的に民間の資金を活

用するのかどうかという話になると思います。今まで西東京市はPFIと言ってこなかったのは、合併をして合併特例債という良質な借金ができるため、そこまで踏み込んでいませんでした。また、100億くらいの規模がないとPFIは成り立ちませんから、そういう規模の仕事が西東京市にはなかったということです。

横道委員長：

PFIでやるとすれば駐車場ですとか、そういう程度であれば簡単にできます。ある程度大物だと契約段階から会社を別途作ってやるわけですから、それは数十億から数百億単位でないとあまり意味がありません。

事務局：

やっているといえは駐輪場は駐輪センターで経営していて、民間のノウハウと民間の資金で運営しています。

高坂委員：

資料9の1ページ目(2)の概要で「ハローワークとの連携強化」とありますが、具体的なイメージがわからないのですが。

事務局：

西東京市のエリアは三鷹のハローワークになっています。ご存知のとおり、この地域は南北動線がバスしかなく、近いけれども遠い場所だということで、三鷹のハローワークのほうから、西武線の拠点で合併した西東京市を着目していただいた経緯がございます。それで市の産業振興課とハローワークが調整して、市役所2階の市民ロビーにハローワークの派出のようなブースを作りまして、三鷹に行かなくても一定程度の職探しができる場所を作りました。この基盤と今のやり方を創意工夫して連携を組んで、さらに西東京市で発信できるものはしていけば、他市よりは程度の高い情報発信になるのではないかと考えています。

横道委員長：

その費用はハローワークが出していますか。

事務局：

西東京市は場所の提供をしているだけです。もしかしたら電気代も提供しているのかもしれない。

宇賀神委員：

場所代を取っていますか。そういう発想をしていかなくてもはいけません。最近ではネーミングがお金になりますし、今までそんなところに価値があると思っていなかったものに価値があるようになってきています。

高坂委員：

ホームページの広告も若い方は抵抗がないでしょうけれども、文京区だったか豊島区だったかが最初にやったのを見たときに私はびっくりしました。

西川副委員長：

資料9の2ページ目(3)で「公民館使用料の適正化」とありますが、これは有料化ということですか。

事務局：

現在は無料ですが、一定程度ご負担いただいたほうがいいのかという趣旨です。

西川副委員長：

答申では、公共施設の受益者負担を考えるとということで、一般的に網をかぶせるのかなと思っていましたが、この資料を見ますと、載っているのは公民館とスポーツ施設だけです。他のコミセンだとか地区会館だとかは今回は外すということですか。

事務局：

(3)の一番上に「使用料・手数料の見直し」という項目があります。企画課で使用料等審議会という審議会を持っておりまして、ここで受益者負担のあり方についての基本方針を諮問しまして、その答申に基づき庁内の基本的な考え方をまとめております。その内容は、毎年いろいろな施設の使用料等について原価計算を行い、概ね3年に一度のサイクルで、使用料なり手数料が適正かどうかを検証していこうというものです。このルールに基づいて、これまでもいくつかの手数料、使用料を個別に諮問をして答申を得て、見直しをしてきました。この資料に載せているのは、その中の積み残し課題と申しますが、これまでやってこなかったもので、今後やらないといけなく感じているものです。一部しかやらないように見えるのですが、コミュニティ施設も対象となりますので、もう少し書き方を工夫したいと思います。

西川副委員長：

保谷駅南口再開発について、前々から持っている疑問なのですが、当初入る予定だったスポーツクラブが入らなくなって設計のやり直しがありました。そのためにだいぶお金がかかっています。市民の素朴な感覚から言うと、エントリーしてはいると言った場合、簡単に下りる場合には違約金のようなペナルティを予め用意していれば簡単に下りられなかったと思うのですが、それはどうなっているのですか。

事務局：

保谷駅南口再開発は30年の懸案です。当初4ヘクタールと大きかったのですが、最終的に0.7ヘクタールとなりました。再三再四見直しをしてきて、変わってきております。再開発事業というのは、床を権利として権利変換しようという事業です。そこで高度化や地域の活性化を図ります。こういった大きな事業目的で展開していくものです。事業の進め方としては、ニーズ調査として意向調査をして、その結果で実施設計をしますが、契約行為ではありません。地権者の変更等も当然出てきます。それによって財源の捻出も変わってくるのです。では、おっしゃったように契約をすれば違約金を取れたのではないかとすると、事業が遅れた場合に、逆に違約金を払わないといけなくなります。開発というのは相手がいるものですから、なかなか年次計画を立ててもそのとおり

にいかないものです。ですから再開発事業を進めるうえでは、こういった方法はやむをえないものかと考えています。

西川副委員長：

お話を聞いていると、市にとって非常に不利なシステムに感じます。

事務局：

契約締結できないシステムですし、基本的に地権者の持っている床に関することものですから、計り知れないところが多分にあります。再開発とはそういう事業なのです。

宇賀神委員：

ものごとを決めていくには必ず契約があります。約束したから損するのではなく、損しないように契約するために交渉があるのです。西川副委員長がおっしゃっているのは、契約をベースに交渉を進めてこなかったということが甘いということです。それからもう1つ、旧田無市でやっていたような第3セクターを作って、運営するのではないかということが心配です。

事務局：

それは所有者の方々が管理組合を立ち上げて、どこに管理委託をしていくかという問題ですから、市が決めることではありません。

今尾委員：

前回いただいた資料4のスケジュールを見ますと、今日の委員会の後、数値目標を立ててスケジュール等を作るということになっています。前回もお願いしたのですが、大きな目標はどのようにするのですか。答申の結びにも、「また、個別事業の目標設定のほかに、改革全体の結果としてどれだけの効果を出す必要があるかというマクロの視点からの目標もたてるべきでしょう。」とっています。

事務局：

これから数値目標は立てますけれども、財政の危機的な状況、これから来る団塊の世代の大量退職というところで、行革に限らず、どういう形で財源を増やしていくかという課題がありますので、大綱を策定するまでにある程度お示しできると思います。

3 その他

日程調整

《第3回委員会の日時については後日調整する。》

《閉会》